

氏 名	ほん じょう のぼる 本 城 昇
学位の種類	博 士 (農 学)
学位記番号	論 農 博 第 2492 号
学位授与の日付	平 成 15 年 5 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	日本の有機農業をめぐる法と政策

論文調査委員 (主 査) 教授 野 田 公 夫 教授 加 賀 爪 優 教授 新 山 陽 子

論 文 内 容 の 要 旨

日本において、有機農業に対する施策は、表示規制のみが突出し、ほとんど総合性を欠いているとされる。本論文は、日本の有機農業の現状を踏まえながら、有機農業政策の基本的な枠組みのあり方を考察したものである。

第1章では、消費者側をその政策対象として取り込む必要性を指摘する。日本の農業を農薬・化学肥料多投型に変えた一因は、消費者側が圃場の自然条件や地域自給を顧慮しない食生活の便利さを享受してきたことにある。農薬・化学肥料の使用から脱却し、有機農業の発展を図ろうとするには、消費者側の協力とパートナーシップがどうしても不可欠である。しかし、農業政策ではそのような視点も制度的枠組みも形成されていない。協同組合法等を見ても、生産者と消費者といった職能・経済的機能の異なる主体間のパートナーシップの活性化・円滑化を前提にした組織法制とはなっていないことを指摘する。

第2章では、このパートナーシップという観点からすれば、日本では、すでに有機農業において産消提携が展開されていることを紹介し、その成果と意義を確認する。この産消提携は、近年になって停滞・衰退局面に入っているが、逆に米国では同様の生産者と消費者のパートナーシップ形態をとるCSA (Community Supported Agriculture, コミュニティーが支える農業) が急速に発展してきたことを紹介し、強い底流となっているとする。

第3章では、農林水産省が有機農業団体や消費者団体の強い反対を受けながらJAS法に基づく基準・認証制度を構築した経過を紹介し、それが有機農業側に対して制度を上から押し付ける過程であったことを指摘する。

第4章では、成立した基準・認証制度の内容を検討し、遺伝子組換えや堆きゅう肥の基準が、FAO/WHO合同食品規格委員会の国際基準に、必ずしも沿ったものとなっていないこと、また、有機農家にとっては認証に必要な費用や事務的手続きの負担が大きい等の問題点があることを指摘している。

第5章では、JAS法は、食品一般の表示規制法であり、有機農業の特性を十分に反映させる法制度ではなく、こうした制度による日本の対応は、有機農産物の表示規制について特別立法の形で対応し、有機農業に配慮した欧米諸国の対応とは大きく異なり、適切な対応ではなかったことを指摘する。

第6章では、購入者である一般消費者が、購入前のみならず購入後も、当該農産物が有機農産物であるかどうかのチェックが難しいという大きな制約から、表示の信憑性を高めるために認証制度を導入する必要性があることが指摘される。しかし、表示を行う者が常時監視されているわけではないので、不正行為を完全に防止することは不可能であり、安いコストで不正行為を防ぎ、食の安全を確保するには、産消提携のような地域の中での「顔の見える」関係、つまり生産者と消費者のパートナーシップの推進政策が必要であるとする。

第7章では、これまでの日本の有機農業をめぐる政策提言や実際に実施された政策を紹介し、評価する。特に、有機農業との関係では重要な法制度である「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」については、制度面及び運用面から検討され、支援法制であるにもかかわらず、EUのような直接支払制度を欠く等、極めて不十分な制度であり、実効性

に乏しいものとなっていることを指摘する。

第8章では、これまでの政策面、法制度面の問題点を踏まえ、総合的な有機農業政策、法制度の枠組みのあり方を示す。まず、その枠組みを構築する根底を成す視点として、第1に、農産物の生産者と消費者は、取引によって結ばれているが、相手方の立場を考慮していないという断絶があり、両者は「分断」されているという視点、また、第2に、この分断が、ひいては人間生活を自然から断絶させ、「分断」させるとの視点が重要であることを指摘する。

第1の視点からは、生産者と消費者の「分断」を修復するためには、生産者側へ向けた政策と消費者側へ向けた政策の双方が必要であり、両政策を車の両輪とする政策展開が必要であることを指摘する。この車の両輪の政策展開として、前述の消費者側を取り込み、パートナーシップを促進する政策を含む、生産者側へ向けた政策と消費者側へ向けた政策のより具体的な施策の内容を提案する。第2の視点からは、人間生活と自然の「分断」を修復する政策展開として、自然ストックの計画的増進政策を提案する。本来の農家の営為は、単に圃場のみならず、里地・里山的自然、つまり、親しまれてきた日本の自然を維持・増進、創造してきた自然ストック機能に着目し、それを計画的に増進するストック政策こそが必要であると指摘する。

論文審査の結果の要旨

本論文は日本の有機農業の現実を、とくに制度的および法的側面より検討し、その問題点と発展方向について論述したものである。日本における有機農業に対する施策は、表示規制のみが突出し、表示規制以外の施策がほとんど整備されないままの状況にあり、総合性を欠いたものとなっていること、また日本の学識者の間でも、日本の有機農業政策や法制度が総合的・体系的にどうあるべきか、ほとんどまとまった議論や研究がなされて来なかったことなどを指摘している。本論文は、まず、これまでの有機農業と関わりのある政策とその関係法制度について、その経緯、問題点および欠落している点を提示するとともに、日本の有機農業の現状を踏まえながら、有機農業をめぐる政策の基本的枠組みのあり方を考察しようとしたものである。

評価すべき点は次の通りである。

第1に、いわゆる消費者視点を重視するが、同時に消費者も食の安全性や利便性のみを追求するのではなく、農業を取り巻く自然条件や地域自給の重要性等を十分に理解することが必要であるとし、生産者と消費者が協力する「パートナーシップ」が不可欠であるとしている。そして日本で進められた産消提携はやや後退の様相を見せているが、アメリカなどではCSA (Community Supported Agriculture, コミュニティが支える農業) が急速に展開しつつある事実を紹介し、今後の方向を示した。

第2に、日本の農業政策において、JAS法に基づく有機農業に関する法基準や認証制度が作られた経緯を追跡・検討し、遺伝子組み換えや堆きゅう肥に関する基準と国際基準との間にかなりの落差があること、有機農家にとって認証に要する費用や事務手続き上の負担が大きいこと、食品の表示規制に重点を置き過ぎて具体的な有機農業への配慮に弱いこと、などの重要な特徴や弱点を明らかにした。

第3に、さらに法制面からの検討により、有機農産物の監視・チェック機能には自から限界があり、産・消のパートナーシップに支えられねばならないこと、また有機農業の導入・推進には、それを支援するEUのような直接支払い制度の導入が不可欠であること、さらにEUとは異なり綿密な管理労働を必要とするという日本の有機農業の特性に対応した直接支払い制度自体の工夫が必要であることなどを指摘した。

第4に、有機農業をめぐる、2つの分断状況すなわち①生産者と消費者の分断、②人間と自然の分断、を克服する必要があると主張した。①の分断に対しては先のパートナーシップをはじめ、生産者と消費者を車の両輪として施策を総合化・体系化すべきこと、②の分断に対しては、農業の持つ「自然ストック機能」に着目し、真にそれを支える政策が必要であることを主張した。

以上のように、本論文は表示規制に偏り有機農業を真に支えることを怠ってきた政策上の欠陥を洗い出し、今後有機農業を展開させる条件として、生産者と消費者のパートナーシップ、直接支払い制度の活用、政策の総合化、農業の自然ストック機能への着目など、重要な諸点を明らかにしたものであり、有機農業論、フードシステム論、地域農業論、農業政策学な

どに資するところが大きい。

よって、本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成15年4月17日、論文ならびにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。